

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月13日
【四半期会計期間】	第130期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	シチズンホールディングス株式会社
【英訳名】	Citizen Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸倉 敏夫
【本店の所在の場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部担当 花田 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部担当 花田 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第129期 第1四半期連結 累計期間	第130期 第1四半期連結 累計期間	第129期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	69,978	75,914	309,994
経常利益 (百万円)	4,375	4,700	25,307
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,632	3,583	17,434
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,902	3,363	28,441
純資産額 (百万円)	198,751	215,698	217,412
総資産額 (百万円)	377,821	393,373	383,920
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8.13	11.06	53.81
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	51.79	53.99	55.77

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は、消費税増税前の駆け込み需要の反動によって、消費は一時的な落ち込みを見せているものの、徐々に回復傾向にあり、また外国人観光客の増加による消費の底上げも見られました。設備投資需要は、政府の政策などにより増加傾向にあり、引き続き堅調な推移が見込まれます。米国経済は、年初の天候不順の影響による消費の停滞が見受けられたものの、回復傾向にあり、堅調な経済状況にあります。欧州経済は、イギリスやドイツ等のユーロ圏の多くの国は景気の回復傾向が見え始めた一方で、ウクライナ問題など新たな懸念材料が生じており、なお先行きが不透明な状況が続いております。アジア経済は、中国で景気の減速感が強まっていることに加え、アセアン地域も政情不安や通貨安等による市況悪化が見られました。

このような状況の中、当第1四半期の連結経営成績は、売上高759億円（前年同期比8.5%増）、営業利益45億円（前年同期比29.0%増）と、増収増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

時計事業

ウォッチ販売のうち、“CITIZEN”ブランドの国内は、消費税増税前の駆け込み需要の反動が懸念されましたが、外国人観光客の増加による量販店及び免税店の販売増加に加え、主力ブランドの「クロスシー」などが引き続き堅調に推移しており、増収となりました。

海外は、欧米を中心に昨年を上回り、海外全体で増収となりました。北米市場は、年初の天候不順が小売りの低迷を招き、大手デパート等で顧客の在庫調整による影響を受けましたが、個人消費の堅調な推移により、販売は回復傾向にあり、増収となりました。欧州市場は、ユーロ圏の緩やかな景気回復に伴い、イギリス、ドイツが引き続き堅調に推移している他、イタリア等個人消費が低迷している地域でも前年を上回り、増収となりました。アジア市場は、アセアン地域で政情不安や通貨安等で市況が低調に推移している地域があることに加え、中国が市況の低迷などにより、減収となりました。

“BULOVA”ブランドは、増収となりましたが、リブランディングのための店頭ディスプレイの刷新や、広告宣伝費の増加などにより、大きく利益を落としました。

“Q&Q”ブランドは、国内が堅調に推移している他、海外では米州市場を中心に好調に推移しており、増収となりました。また、前期から販売を始めた新シリーズの販促キャンペーンを世界各地で継続して行ない、新しいブランドイメージの訴求に努めております。

ムーブメント販売は、多針や機械式ムーブメント等の高付加価値製品の需要が安定しており、増収となりました。

以上の結果、時計事業全体では、売上高は380億円（前年同期比4.3%増）、営業利益は22億円（前年同期比24.5%減）と増収減益となりました。

工作機械事業

国内市場は、自動車産業が景気をけん引し、中堅企業を中心とした更新需要が増加した結果、増収となりました。

アジア市場は、タイの政情不安の影響等により投資の減退が続きましたが、堅調なトランスプラントや大口需要、及び中国での自動車、通信、医療関係の需要も重なり、増収となりました。

米州市場は、優遇税制変更の様子見等による買い控えが見られたものの、メキシコやブラジル向けのトランスプラント需要に支えられ、横ばいとなりました。

欧州市場は、主要経済国の回復がみられ、自動車、精密機械産業などの需要が増加した結果、増収となりました。

このような状況の中、“シンコム”ブランド、“ミヤノ”ブランドともに、増収となりました。

以上の結果、工作機械事業全体では、売上高は116億円（前年同期比39.6%増）、営業利益は14億円（前年同期は0億円の営業損失）と増収増益となりました。

デバイス事業

精密加工部品のうち、自動車部品は、堅調な自動車需要に支えられ、国内・北米・中国といった主要市場の販売を伸ばした結果、増収となりました。また、スイッチは引き続きスマートフォン向けのサイドスイッチの受注が順調に拡大し、増収となりました。

オプトデバイスのうち、照明用LEDは、価格下落の影響があったものの、市場の拡大に伴い、日本、欧州を中心に売上を伸ばした結果、増収となりました。

その他部品のうち、水晶デバイスは、水晶ブランクは顧客の販売不調の影響を受け、また音叉型水晶振動子も需要の低迷と競争の激化などにより、減収となりました。強誘電液晶マイクロディスプレイは、昨年度に引き続きデジタルカメラ市場の不調により、減収となりました。

以上の結果、デバイス事業全体では、売上高は167億円（前年同期比3.1%増）、営業利益は16億円（前年同期比41.8%増）と増収増益となりました。

電子機器事業

プリンターのうち、POSプリンター及びラベルプリンターは、堅調に推移し、増収となりました。また、中国市場を主体とした大型プリンターも増収となりました。フォトプリンターは、本体の受注増に加え、消耗品の販売も好調に推移し、増収となりました。

健康機器は、国内市場は好調に推移したものの、海外は市場の在庫調整の影響で、減収となりました。

電卓は、欧州向けの新規代理店の在庫調整により、減収となりました。

以上の結果、電子機器事業全体では、売上高は64億円（前年同期比11.7%増）、営業利益は3億円（前年同期比18.5%増）と増収増益となりました。

その他の事業

球機用機器は、設備投資の様子見状況が継続し、宝飾製品は、消費税増税前の駆け込み需要の反動からプライダルフジュエリーなどの回復が鈍く、両事業ともに減収となりました。

以上の結果、その他の事業全体では、売上高は31億円（前年同期比3.2%減）、営業損失は1億円（前年同期は1億円の営業損失）と減収減益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ94億円増加し3,933億円となりました。資産の内、流動資産は、たな卸資産（商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品）が60億円、現金及び預金が51億円増加したこと等により、104億円の増加となりました。固定資産につきましては、投資有価証券が18億円増加した一方、土地が14億円、建物及び構築物が7億円減少したこと等により、10億円の減少となりました。

負債は、前連結会計年度末に比べ、退職給付に係る負債が38億円、支払手形及び買掛金が30億円、賞与引当金が29億円増加したこと等により111億円増加し、1,776億円となりました。

純資産につきましては、その他有価証券評価差額金が13億円増加する一方、為替換算調整勘定が16億円、利益剰余金が14億円減少したこと等により、17億円減少し2,156億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

平成25年2月に、平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」（以下「本中期経営計画」という。）を策定しました。

本中期経営計画におけるスローガンを「真のグローバル企業を目指して ～スピードと活力の溢れる企業グループへ～」と定め、以下の2項目を基本的な経営方針として、グローバルな市場において求められる「価値」を継続して提供できる「真のグローバル企業」を目指してまいります。

1. 時計事業及び時計製造で培われた強みを生かせる領域、すなわち工作機械事業及び金属加工技術を生かした小型精密部品事業にフォーカスし、カテゴリートップクラスのグローバル競争力を持つ事業の集合体を目指します。
2. 中国・アジア新興国を戦略市場と位置付け、売上拡大と効率化を同時に進め、利益成長を加速します。

本中期経営計画では、当初の3年間（平成26～28年3月期）に徹底した構造改革と体質の強化を行い、次の3年間（平成29～31年3月期）でコスト構造改革により捻出した資金を積極的に成長投資に振り向けることで業績の拡大を図り、平成31年3月期のありたい姿である「世界で勝ち抜く真のグローバル企業」を目指してまいります。

まず、当初の3年間（平成26～28年3月期）では、当社が抱える経営課題を克服すべく、以下の5項目に重点的に取り組んでまいります。

1. 徹底したコスト構造改革

各事業会社は、必要により人員、会社数、拠点数などの適正化を図り、中期の早い段階で筋肉質な経営体質の構築を図る。

2. 事業ポートフォリオの明確化

時計事業

「グループ成長の核」とし、グループの経営資源を集中する。

工作機械事業

時計事業に次ぐ「第2の柱」へと育成する。

小型精密部品事業

当社グループが持つ金属加工技術の強みを生かし、次なる成長事業へ育成する。

デバイス事業、電子機器事業及びその他の事業

売上拡大より、利益の向上による経営の安定を優先する。

3. 製造力の強化

以下の視点を含む現状の点検と見直しを行い、製造力の強化に取り組む。

自前生産主義から脱却し、自社のコアコンピタンスを見極めた上で外部調達との適切なバランスを図る。

国内生産（付加価値の創造）と海外生産（コストの追求）の役割分担に応じたグローバル生産体制の最適化を促進する。

中国一極集中によるリスクを回避する。

4. 人の生産性改善と人材力強化

人・組織の活性化を目的に、役割と成果に応じた報酬体系へと移行する。

中長期的にグループを支える人材を育成する。

グローバルに活躍できる人材を育成する。

多層化した組織や重複業務等を見直し、人の生産性の改善を推し進める。

5. 拡大するアジア新興国市場への積極的なマーケティング対応

特に時計事業において、マーケティングへの積極投資による売上拡大を遂げた中国での成長スキームを周辺アジアに移植し、中国・アジアでの成長を加速させ、シチズンの世界的なブランドプレゼンスの底上げを図る。

本中期経営計画における事業別の戦略としましては、

1．時計事業

「製品からブランドへ」のスローガンのもとにブランド・マーケティングを強化してまいります。特に中国・アジア新興国を戦略的拡販市場と位置づけ、積極的に投資を行い、高利益率体質を実現してまいります。また、流通チャネルへの影響力を最大化し、既存の販売領域を保全・拡大するとともに、シチズンブランドの販売拡大に資する目的でマルチブランド戦略も合わせて推進することにより、時計事業全体の売上拡大を図ってまいります。

2．工作機械事業

時計部品の製造で培われた小型化技術及び高剛性技術に基づき最先端のソリューションを顧客に提供する「新・モノづくり企業」のポジションを確立することで自動盤トップシェアの地位を確固たるものとしてまいります。

3．デバイス事業

小型精密部品事業は当社グループの強みである金属部品や脆性材の加工技術を生かし、グローバルニッチ市場での拡大を目指します。

その他のデバイス製品事業については売上拡大よりも利益の安定を優先してまいります。特に、LED製品については、当社グループ独自の強みである小型化、薄型化等を追求しつつ、資本・業務提携を通じて利益の安定・拡大を目指します。

4．電子機器事業

高品質・高信頼性の業務用プリンターとフォトプリンターを事業の核とし、グローバルニッチ市場を中心とした事業展開を図り、安定的な利益の創出を目指します。

以上の取組み・戦略を推進することで、引き続き構造改革を加速させ、同時に成長戦略を実行してまいります。

(会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について)

(1) 基本方針の内容

当社グループはその名のとおり、世界の市民「CITIZEN」によりよい製品・サービスを提供することを使命とし、「For the citizen - 市民に愛され市民に貢献する - 」という企業理念のもと、「市民に愛され親しまれるモノづくり」を通じて世界の人々の暮らしに貢献することによって、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの企業理念や事業特性を理解したうえで、グループ経営戦略を中長期的視点に立って着実に実行し、当社が今後も持続的に企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきであると考えており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主の皆様へ、当社の企業価値をご理解いただいたうえで長期的に当社の株式を保有していただくために、様々な施策を実施してまいりました。

例えば、平成25年2月には、平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」を策定しました。詳細は、「第2 事業の状況 3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、平成19年5月14日開催の取締役会において導入し、同年6月26日開催の第122期定時株主総会において株主の皆様のご承認を受けました、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針の有効期間が満了することに伴い、平成22年5月11日開催の取締役会において、これを一部変更したうえで更新すること(以下、かかる変更後の方針を「旧方針」といいます。)を決定し、同年6月25日開催の第125期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けました。

平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会終結の時をもって旧方針の有効期間が満了することから、同年5月23日開催の取締役会において、上記(1)の基本方針を改めて決議するとともに、旧方針を一部変更したうえで更新することにつき、同年6月27日開催の第128期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けております(以下、かかる変更後の方針を「本方針」といいます。)

本方針の内容は以下のとおりであります。

対象となる買付

本方針の対象となる買付は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為等であります。

手続

大規模買付者が、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを手続として定めております。

対抗措置の内容

大規模買付者が手続を守らない場合等には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、その時点のすべての株主の方に対して、新株予約権の無償割当てを行います。新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

対抗措置発動の要件

当社は、以下の場合に対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

- 1) 大規模買付者が手続を守らない場合
- 2) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて株式を当社または当社関係者に高値で引き取らせる目的であると判断される場合
- 3) 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の資産等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的があると判断される場合
- 4) 当社の経営を支配した後、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- 5) 当社の経営を一時的に支配して、資産の売却等によって一時的な高配当をさせ、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- 6) 最初の買付で全株式の買付を勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等を行うなど、当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為である場合

対抗措置発動までのプロセス

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付に関する意向表明書が提出された場合、10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく情報のリストを交付します。なお、独立委員会が、当初提供していただいた情報だけでは不足していると判断した場合には、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくこともあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対して60日を上限とする回答期間を定めて大規模買付行為に対する意見等を求めることがあります。独立委員会は、大規模買付者からの情報の提供及び当社取締役会による情報の提供が完了した後、60日以内に評価、検討、交渉、意見形成を行います。

独立委員会は、これらの情報に基づいて、当社取締役会に対して、対抗措置を発動するか発動しないかの勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、会社法上の機関としての決議を行います。また、独立委員会は、対抗措置の発動について株主総会に付議することが相当である旨の勧告を行う場合があり、この場合、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。

本方針の有効期間

本方針の有効期間は、平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

- (4) 上記(2)及び(3)の取組みについての取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記(2)の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みについて

当社は、以下の諸点を考慮し、織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みが、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものです。

- 2) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成25年6月27日開催の第128期定時株主総会において、本方針について株主の皆様のご承認を得ております。また、本方針には、その有効期間を約3年間とするサンセット条項が付されているほか、当社取締役の任期は1年となっておりますので、たとえ本方針の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。

3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、本方針の発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役または社外の有識者の中から、当社取締役会が選任します。

当社株式に対して大規模買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報を開示し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、平成26年6月30日現在の独立委員会委員は、当社社外取締役青木昭明、伊藤健二の両氏と、弁護士の鳥飼重和氏であります。

4) 合理的な客観的要件の設定

本方針は、上記(3)にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能であります。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,226百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	959,752,000
計	959,752,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	330,353,809	330,353,809	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	330,353,809	330,353,809	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	330,353,809	-	32,648	-	36,029

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 6,363,200	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 323,448,100	3,234,481	同上
単元未満株式	普通株式 542,509	-	同上
発行済株式総数	330,353,809	-	-
総株主の議決権	-	3,234,481	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
シチズンホールディングス株式会社	東京都西東京市田無町六丁目1番12号	6,363,200	-	6,363,200	1.93
計	-	6,363,200	-	6,363,200	1.93

（注）当第1四半期会計期間末日現在における所有自己株式数は6,364,319株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は1.93%であります。

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人日本橋事務所による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	96,202	101,332
受取手形及び売掛金	66,811	63,156
商品及び製品	38,306	40,104
仕掛品	19,986	23,086
原材料及び貯蔵品	15,298	16,477
未収消費税等	1,547	1,260
繰延税金資産	9,490	10,191
その他	7,044	9,451
貸倒引当金	1,912	1,823
流動資産合計	252,775	263,237
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	32,769	31,978
機械装置及び運搬具(純額)	19,481	19,251
工具、器具及び備品(純額)	4,845	4,832
土地	12,103	10,649
リース資産(純額)	548	610
建設仮勘定	1,989	1,663
有形固定資産合計	71,736	68,985
無形固定資産		
のれん	6,131	5,753
ソフトウェア	2,217	2,092
リース資産	18	16
その他	5,581	5,351
無形固定資産合計	13,948	13,215
投資その他の資産		
投資有価証券	36,526	38,342
長期貸付金	1,049	1,526
繰延税金資産	4,665	4,750
その他	3,645	3,793
貸倒引当金	288	341
投資損失引当金	138	138
投資その他の資産合計	45,460	47,934
固定資産合計	131,145	130,135
資産合計	383,920	393,373

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,243	23,340
設備関係支払手形	175	409
短期借入金	13,015	12,547
1年内償還予定の社債	50	50
未払法人税等	1,687	1,654
繰延税金負債	39	5
未払費用	13,124	12,907
賞与引当金	5,861	8,859
役員賞与引当金	235	-
製品保証引当金	1,070	1,082
環境対策引当金	10	10
事業再編整理損失引当金	1,916	1,672
災害損失引当金	43	14
その他	22,407	24,755
流動負債合計	79,881	87,310
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	45,283	45,216
繰延税金負債	1,209	1,166
債務保証損失引当金	39	39
環境対策引当金	76	76
事業再編整理損失引当金	3,885	3,862
退職給付に係る負債	14,598	18,430
資産除去債務	248	248
その他	1,285	1,322
固定負債合計	86,626	90,364
負債合計	166,508	177,674
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,648	32,648
資本剰余金	33,890	33,890
利益剰余金	142,159	140,688
自己株式	5,387	5,388
株主資本合計	203,311	201,839
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,880	9,217
為替換算調整勘定	3,523	1,921
退職給付に係る調整累計額	612	596
その他の包括利益累計額合計	10,791	10,541
少数株主持分	3,309	3,317
純資産合計	217,412	215,698
負債純資産合計	383,920	393,373

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	69,978	75,914
売上原価	44,183	47,447
売上総利益	25,795	28,467
販売費及び一般管理費	22,254	23,898
営業利益	3,541	4,569
営業外収益		
受取利息	88	80
受取配当金	382	342
為替差益	415	-
持分法による投資利益	76	87
その他	321	269
営業外収益合計	1,283	779
営業外費用		
支払利息	351	175
為替差損	-	266
その他	97	205
営業外費用合計	449	647
経常利益	4,375	4,700
特別利益		
投資有価証券売却益	-	1
固定資産売却益	17	529
その他	17	64
特別利益合計	34	595
特別損失		
固定資産除却損	11	30
固定資産売却損	4	8
その他	4	111
特別損失合計	20	150
税金等調整前四半期純利益	4,389	5,144
法人税等	1,706	1,525
少数株主損益調整前四半期純利益	2,683	3,619
少数株主利益	50	35
四半期純利益	2,632	3,583

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,683	3,619
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,450	1,336
為替換算調整勘定	3,729	1,581
退職給付に係る調整額	-	15
持分法適用会社に対する持分相当額	39	26
その他の包括利益合計	5,219	255
四半期包括利益	7,902	3,363
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,844	3,333
少数株主に係る四半期包括利益	57	30

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、東鷹鐘⁹³（香港）有限公司を会社の新設により、シチズンニューフラッグ^株を重要性を考慮して、連結の範囲に含めております。また、宮野机床貿易有限公司を会社の清算に伴い、連結の範囲から除外しております。

変更後の連結子会社の数

101社

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が3,600百万円増加し、利益剰余金が2,452百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

連結会社以外の会社について、保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
当社グループの得意先が抱えるリース債務等に対する保証	504百万円	421百万円

2. 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	3百万円	3百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	3,324百万円	3,357百万円
のれんの償却額	334	340

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	971	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,591	8.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	時計事業	工作 機械事業	デバイス 事業	電子機器 事業	その他の 事業	合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への 売上高	36,469	8,312	16,205	5,773	3,217	69,978	-	69,978
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	894	131	1,281	358	185	2,852	2,852	-
計	37,364	8,443	17,487	6,132	3,403	72,831	2,852	69,978
セグメント 利益又は損失()	2,962	95	1,167	326	120	4,240	699	3,541

(注)1.セグメント利益(営業利益)の調整額 699百万円には、セグメント間取引消去38百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 738百万円が含まれております。

2.セグメント利益又は損失()は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	時計事業	工作 機械事業	デバイス 事業	電子機器 事業	その他の 事業	合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への 売上高	38,029	11,607	16,710	6,451	3,115	75,914	-	75,914
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	32	56	1,402	238	174	1,904	1,904	-
計	38,061	11,664	18,113	6,690	3,289	77,819	1,904	75,914
セグメント 利益又は損失()	2,236	1,404	1,655	386	155	5,527	958	4,569

(注)1.セグメント利益(営業利益)の調整額 958百万円には、セグメント間取引消去 22百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 936百万円が含まれております。

2.セグメント利益又は損失()は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	8円13銭	11円6銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,632	3,583
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,632	3,583
普通株式の期中平均株式数(千株)	323,999	323,990
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第1四半期連結累計期間、当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月12日

シチズンホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木下 雅彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢島 賢一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシチズンホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シチズンホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。